

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）および地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）による関係法律の一部改正に伴い、市町に移譲する事務の範囲の見直し等を行うため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）の一部改正により、農地（2ヘクタール超4ヘクタール以下のものに限る。）の転用に係る許可等に係る事務が知事の自治事務とされることから、当該事務を市町（大津市を除く。）に移譲することとします。（別表関係）
- (2) 農地法の一部改正により、農地転用の許可に係る都道府県農業会議への意見聴取に係る権限が知事の権限ではなくなることから、当該事務に係る規定を削除するとともに、新たに公共施設への農地転用の協議に係る農業委員会への意見聴取が知事の権限とされることから、当該事務を市町に移譲することとします。（別表関係）
- (3) 農地法の一部改正により、新たに設けられた違反転用に対する措置の要請の受理に係る事務を市町に移譲することとします。（別表関係）
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）の一部改正により、麻薬小売業者の間で麻薬を譲り渡す場合の許可に係る権限が国から都道府県に移譲されることから、当該許可の申請の受付に係る事務を大津市に移譲することとします。（別表関係）
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の一部改正により、高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可に係る権限が都道府県から保健所を設置する市に移譲されることから、当該事務に係る規定を削除することとします。（別表関係）
- (6) その他
 - ア この条例は、平成28年4月1日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。
 - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧		新	
第1条～第3条 省略 別表(第2条関係)		第1条～第3条 省略 別表(第2条関係)	
(1)～(17) 省略		(1)～(17) 省略	
(18) 農地法(昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)、 <u>農地法施行令(昭和27年政令第445号)および農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)</u> に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～エ 省略 オ 法第50条の規定による報告の徴収(アからエまでに掲げる事務に係るものに限る。) カ <u>農地法施行令第27条第2項において準用する同令第7条第4項の規定による通知</u> キ <u>農地法施行規則第26条第2項の規定による意見の聴取(アに掲げる事務に係るものに限る。)</u>	市町	(18) 農地法(昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～エ 省略 オ 法第50条の規定による報告の要求(アからエまでに掲げる事務に係るものに限る。) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	市町
(19) 農地法(以下この項において「法」という。)、 <u>農地法施行令および農地法施行規則</u> に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第4条第1項の規定による農地の転用の許可(同一の事業の目的に供するため <u>2ヘクタール</u> を超える農地を転用する場合を除く。) イ <u>法第4条第3項(同条第6項ならびに法第5条第3項および第5項において準用する場合を含む。)</u> の規定による意見の聴取(アおよびウからオまでに掲げる事務に係るものに限る。) ウ 法第4条第5項の規定による農地の転用の協議(同一の事業の目的に供するため <u>2ヘクタール</u> を超える農地を転用する場合を除く。)	市町(豊郷町を除く。)	(19) 農地法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第4条第1項の規定による農地の転用の許可(同一の事業の目的に供するため <u>4ヘクタール</u> を超える農地を転用する場合を除く。) <u>(削除)</u> イ 法第4条第8項の規定による農地の転用の協議(同一の事業の目的に供するため <u>4ヘクタール</u> を超える農地を転用する場合を除く。)	市町(大津市を除く。)

(追加)

エ 法第5条第1項の規定による農地および採草放牧地の転用のための権利移動の許可(権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地またはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合を除く。)

オ 法第5条第4項の規定による農地および採草放牧地の転用のための権利の取得の協議(権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地またはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合を除く。)

カ～ク 省略

ケ 法第50条の規定による報告の徴収(アからクまでならびにコ(ア)および(イ)に掲げる事務に係るものに限る。)

コ 次に掲げる事務(アおよびエに掲げる事務に係るものに限る。)

(ア)～(ウ) 省略

(エ) 農地法施行令第7条第4項(同令第15条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知

(オ) 農地法施行規則第26条第2項の規定による意見の聴取

(追加)

ウ 法第4条第9項(法第5条第5項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取(イおよびオに掲げる事務に係るものに限る。)

エ 法第5条第1項の規定による農地および採草放牧地の転用のための権利移動の許可(権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地またはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合を除く。)

オ 法第5条第4項の規定による農地および採草放牧地の転用のための権利の取得の協議(権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地またはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合を除く。)

カ～ク 省略

ケ 法第50条の規定による報告の要求(アからクまでならびにコ(ア)および(イ)に掲げる事務に係るものに限る。)

コ 次に掲げる事務(アおよびエに掲げる事務に係るものに限る。)

(ア)～(ウ) 省略

(エ) 法第52条の4の規定による農業委員会からの措置の要請の受理

(削除)

(19)の2 農地法(以下この項において「法」という。) 大津市に基づく事務のうち、次に掲げる事務

ア 法第4条第1項の規定による農地の転用の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える

農地を転用する場合を除く。)

イ 法第4条第8項の規定による農地の転用の協議(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を転用する場合を除く。)

ウ 法第4条第9項(法第5条第5項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取(イおよびオに掲げる事務に係るものに限る。)

エ 法第5条第1項の規定による農地および採草放牧地の転用のための権利移動の許可(権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地またはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合を除く。)

オ 法第5条第4項の規定による農地および採草放牧地の転用のための権利の取得の協議(権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地またはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合を除く。)

カ 法第49条第1項の規定による立入調査、測量ならびに物件の除去および移転(ア、エならびにコ(ア)および(イ)に掲げる事務に係るものに限る。)

キ 法第49条第3項の規定による通知および公示(カに掲げる事務に係るものに限る。)

ク 法第49条第5項の規定による損失の補償(カに掲げる事務に係るものに限る。)

ケ 法第50条の規定による報告の要求(アからクまでならびにコ(ア)および(イ)に掲げる事務に係るものに限る。)

コ 次に掲げる事務(アおよびエに掲げる事務に係るものに限る。)

		<p>(ア) <u>法第51条第1項の規定による違反転用に対する処分</u></p> <p>(イ) <u>法第51条第3項の規定による原状回復等の措置の実施および公告</u></p> <p>(ウ) <u>法第51条第4項の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴収</u></p> <p>(エ) <u>法第52条の4の規定による農業委員会からの措置の要請の受理</u></p>	
<p>(19)の2 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア～キ 省略 (追加)</p> <p>ク～ナ 省略 (追加)</p>	大津市	<p>(19)の3 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下この項において「法」という。）および麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア～キ 省略</p> <p>ク <u>法第24条第12項第1号の規定による許可に係る申請の受付</u></p> <p>ケ～ニ 省略</p> <p>ヌ <u>省令第9条の2第6項の規定による届出の受付</u></p> <p>ネ <u>省令第9条の2第7項の規定による届出の受付</u></p> <p>ノ <u>省令第9条の2第10項の規定による許可書の再交付の申請の受付</u></p> <p>ハ <u>省令第9条の2第11項の規定による許可書の返納の受付</u></p>	大津市
(20) 省略		(20) 省略	
<p>(21) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）および土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア～エ 省略</p>	市（大津市を除く。）	<p>(21) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）および土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア～エ 省略</p>	市（大津市を除く。）

オ 次に掲げる事務（個人施行者、土地区画整理組合および区画整理会社が施行する土地区画整理事業（当該市が法第3条第1項の同意を得て施行するものおよび2以上の市町の区域にわたり施行されるものを除く。）であって、当該土地区画整理事業に係る施行地区の面積が5ヘクタール未満であるものに係るものに限る。）

(ア)～(エ) 省略

(オ) 法第136条の規定による意見の聴取
カ 省略

(22)～(32)の2 省略

(32)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この項において「改正法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）および医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器および再生医療等製品に係るものを除く。）

ア～キ 省略

ク 法第39条の2第2項ただし書の規定による許可

ケ～ヌ 省略

(32)の4～(51) 省略

(52) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事

オ 次に掲げる事務（個人施行者、土地区画整理組合および区画整理会社が施行する土地区画整理事業（当該市が法第3条第1項の同意を得て施行するものおよび2以上の市町の区域にわたり施行されるものを除く。）であって、当該土地区画整理事業に係る施行地区の面積が5ヘクタール未満であるものに係るものに限る。）

(ア)～(エ) 省略

(オ) 法第136条第1項の規定による意見の聴取
カ 省略

(22)～(32)の2 省略

(32)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この項において「改正法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）および医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器および再生医療等製品に係るものを除く。）

ア～キ 省略

(削除)

ク～ニ 省略

(32)の4～(51) 省略

(52) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事

務のうち、次に掲げる事務	
ア 省略	
イ 法第15条の2第6項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取	
ウ 法第15条の2第7項の規定による開発行為の協議	
エ～カ 省略	
(52)の2以下 省略	

務のうち、次に掲げる事務	
ア 省略	
イ 法第15条の2第6項および第7項(同条第9項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取	
ウ 法第15条の2第8項の規定による開発行為の協議	
エ～カ 省略	
(52)の2以下 省略	